

任意継続被保険者の皆さまへ

平成20年4月より、
政府管掌健康保険の介護保険料率が、1.13%に変わります。
平成20年4月より、医療保険制度改正にともない、
自己負担割合等が改正されます。

◆政府管掌健康保険の介護保険料率の改正

政府管掌健康保険の介護保険料率は、平成20年4月分(平成20年4月10日納付期限分)から1.13%となります。これにより、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方の政府管掌健康保険料率は、医療に係る保険料率(8.2%)と合わせて、9.33%(現在は9.43%)となります。

◆自己負担割合の改正

【乳幼児の負担軽減策(2割)を小学校入学前までに拡大】

現在、3歳未満の乳幼児については医療機関にかかったときの自己負担割合が2割となっていますが、その対象年齢が小学校入学前までに拡大されます。

【高齢受給者の自己負担割合の据え置き】

平成18年の制度改正により、平成20年4月から70~74歳の方(現役並み所得者を除く)の自己負担割合が2割とされましたが、平成20年4月から平成21年3月まで1割に据え置かれます。

◆高額介護合算療養費の創設

医療保険各制度(健康保険、国民健康保険等)の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、新たに設定される自己負担限度額を超えた場合に支給されます。

◆入院時生活療養費の支給対象者の拡大

療養病床に入院する65~69歳の方も入院時生活療養費が現物給付されるとともに、「生活療養標準負担額」を負担していただくこととなります。

◆後期高齢者医療制度の創設

75歳以上の方または65~74歳の方で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することとなります。

この場合、現在加入している政府管掌健康保険の被保険者・被扶養者ではなくなります。

また、被保険者が資格喪失した場合、75歳未満の扶養されている方も被扶養者でなくなるため、新たに国民健康保険等に加入することとなります。

【後期高齢者医療制度の施行に伴う被保険者資格喪失申請書、被扶養者(異動)届の提出について】

被保険者もしくは被扶養者が75歳に到達した場合、社会保険事務所から被保険者あてに被保険者、被扶養者の情報をプリントした被保険者資格喪失申請書もしくは被扶養者(異動)届を送付します。

被保険者の皆様には、プリント内容をご確認いただき、必要事項を記入、押印のうえ、届書とともに被保険者証を添付し、社会保険事務所にご返送くださいますようお願いいたします。

◎保険料は納付期日までに必ず納付してください。

保険料の納付期日は、毎月10日となっています。毎月、月初めに送付される納付書で10日までに必ず納めてください。(10日が土・日曜日または祝祭日の場合は翌営業日が納付期日となります。)納付期日までに保険料を納められないと、納付期日の翌日で資格を喪失し、被保険者証は使用できませんので、ご注意ください。

【平成20年4月分からの健康保険料額表】

(単位:円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料	
					介護保険に該当しない被保険者	介護保険に該当する被保険者
等級	月額	日額	円以上	円未満	8.2%	9.33%
1	58,000	1,930	~	63,000	4,756	5,411
2	68,000	2,270	63,000	~ 73,000	5,576	6,344
3	78,000	2,600	73,000	~ 83,000	6,396	7,277
4	88,000	2,930	83,000	~ 93,000	7,216	8,210
5	98,000	3,270	93,000	~ 101,000	8,036	9,143
6	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	8,528	9,703
7	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	9,020	10,263
8	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	9,676	11,009
9	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	10,332	11,755
10	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	10,988	12,502
11	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	11,644	13,248
12	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	12,300	13,995
13	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	13,120	14,928
14	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	13,940	15,861
15	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	14,760	16,794
16	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	15,580	17,727
17	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	16,400	18,660
18	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	18,040	20,526
19	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	19,680	22,392
20	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	21,320	24,258
21	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	22,960	26,124

※平成20年度における政府管掌健康保険の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

※この保険料額表における介護保険に該当する被保険者とは、「40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に該当する方」をいいます。